

医療機関への適正受診について

福祉医療の受給者証をお使いの方は、かかった医療費の自己負担分（1～3割分）を安城市が負担しています。医療費が増加しますと、制度の縮小・廃止に繋がる可能性がありますので、制度存続のためにも適正受診にご理解とご協力を願っています。



「かかりつけ医」をもちましょう。



信頼できる「かかりつけ医」をもち、「はしご受診」はやめましょう！



ジェネリック医薬品を活用しましょう。



ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、先発医薬品（新薬）より安価で、同等の効能・効果を持つ医薬品です。ジェネリック医薬品を選択していただくと、医療費の節約に繋がります。



お薬手帳を活用しましょう。



複数の医療機関で処方された薬でも、1冊のお薬手帳でまとめて管理すれば、薬の重複や、飲み合わせによる副作用などを防止できます。



休日・夜間の救急医療機関の受診は控えましょう。



休日や夜間の受診は緊急時だけにしましょう！



高額療養費について

重複受給を防ぐために「医療費受給者証」を受け取ったらすみやかに健康保険組合へ連絡をお願いします。1か月にかかった医療費が限度額を超えた場合、その超えた額が「高額療養費」として加入する健康保険組合等から支給されます。受給者証を使用した場合、自己負担分は市が負担しておりますので、支給される高額療養費は市へ返還していただことになります。その際、被保険者の委任状等が必要になりますので、対象となる方には別途お知らせいたします。

マイナ保険証を利用しましょう。

入院などで医療費が高額になる場合、マイナ保険証を医療機関に提示することにより、公的医療保険が適用される診療に対しては限度額を超える分を支払う必要がなくなります。

※ただし同一月、同一医療機関の支払いに限ります。